

## 「学校いじめ調査委員会」の設置について

令和3年（2021年）4月6日に県央の県立高等学校から報告があったいじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態について、「学校いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置しますのでお知らせします。

なお、設置概要については、次のとおりです。

### 1 設置目的について

令和2年4月に県央の県立高等学校に入学した生徒の不登校重大事態について、事案の解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るための調査を行います。

### 2 設置期日について

令和3年（2021年）7月9日（金）

### 3 調査委員会の委員について

弁護士（1人）、臨床心理士・公認心理師（1人）、精神保健福祉士・社会福祉士（1人）、スクールソーシャルワーカー（1人） 計4人

### 4 調査委員会の役割について

当該事案に係る調査と事実認定並びに調査報告書の作成

### 5 公開・非公開等について

調査委員会等の公開・非公開については、調査委員会で審議の上、決定します。各報道機関におかれましては、調査委員会の決定に従って御配慮いただきますようお願いいたします。

### 6 その他

調査委員会に関する報道機関からの取材については、学校安全・安心推進課で対応させていただきますので、学校関係者及び調査委員会の委員への取材については、控えていただきますようお願いいたします。

### 【参考】第1回「学校いじめ調査委員会」

期 日 令和3年（2021年）7月9日（金）午前10時から

会 場 水前寺共済会館グレースシア 2階 鳳凰 I

#### 【問合せ先】

学校安全・安心推進課

担当：坂本（審議員） 荒木（指導主事）

TEL：096-333-2720（内線）6794

FAX：096-385-5558